

三木町告示第100号

職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第14号

職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与等の支給に関する規則（昭和47年三木町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第2号中「年額1,300,000円以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」を加える。

第17条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは給与条例第11条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第3項中「提示」の次に「又は第20条の5に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第20条中「第20条の3第2号」を「第20条の4第2号」に改める。

第20条の3第2号中「掲げる額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、同条第3号中「掲げる額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）」を加え、同条を第20条の4とする。

第20条の2を第20条の3とし、第20条の次に次の1条を加える。

第20条の2 給与条例第11条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,700円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 5,500円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 8,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 11,100円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,900円

- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,700円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,500円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,300円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,100円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 27,900円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 30,700円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 33,500円
- (13) 片道60キロメートル以上 36,300円

第20条の4の次に次の2条を加える。

第20条の5 給与条例第11条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第17条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして町長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは給与条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして町長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると町長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める要件とする。

第20条の6 給与条例第11条第3項の規則で定める職員は、第20条の4第2号に掲げる職員とする。

第21条の2中「第11条第4項」を「第11条第5項」に、「第20条の3第3号」を「第20条の4第3号」に、「及び同条」を「、同条」に、「（第20条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）」を「（第20条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び給与条例第11条第3項第1号に定める額」に改める。

第21条の3第1項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改める。

第21条の4第1項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改める。

第41条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の124以上100分の315」を「100分の125.25以

上100分の318.75」に、「100分の148以上100分の375以下）、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の317.5以下（管理監督職員にあつては、100分の150.5以上100分の377.5）を「100分の149.25以上100分の378.75」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124」を「100分の113.75以上100分の125.25」に、「100分の133.5以上100分の148未満）、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満（管理監督職員にあつては、100分の136以上100分の150.5）を「100分の134.75以上100分の149.25」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の104」を「100分の105.25」に、「100分の121）、12月に支給する場合には100分の106.5（管理監督職員にあつては、100分の123.5）を「100分の122.25」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の94.5」を「100分の95.75」に、「100分の111.5以下）、12月に支給する場合には100分の97以下（管理監督職員にあつては、100分の114）を「100分の112.75」に改める。

第41条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の51.5」を「100分の52.75」に、「100分の61.5以上）、12月に支給する場合には100分の54以上（管理監督職員にあつては、100分の64）を「100分の62.75」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48」を「100分の49.25」に、「100分の58）、12月に支給する場合には100分の50.5（管理監督職員にあつては、100分の60.5）を「100分の59.25」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の46」を「100分の47.25」に、「100分の56以下）、12月に支給する場合には100分の48.5以下（管理監督職員にあつては、100分の58.5）を「100分の57.25」に改める。

様式第2号を次のように改める。

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者		所属名称		おもな届出事由 <input type="checkbox"/> 新規(異動の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路、方法又は駐車場等の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更 <input type="checkbox"/> その他()						
職 名		所 在 地		上記事実の発生年月日 年 月 日						
氏 名		氏 名								
住 居		氏 名								
規則第17条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。										
経路	通勤方法の別	区 間	距離(概算)	所要時間(概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	駐車場の所在地	駐車場の料金	駐車場の利用形態	備 考
1		住所から(経由) まで	. km	時間 分		円		円		
2		から() まで	. km	時間 分		円		円		
3		から() まで	. km	時間 分		円		円		
4		から() まで	. km	時間 分		円		円		
5		から() まで	. km	時間 分		円		円		
他に利用できる交通機関等の名称および利用区間等		総 通 勤 距 離(概算)		総 所 要 時 間(概算)		平均1箇月間の運賃等の負担額		km 時間 分 円		
通勤経路の略図(経路省略) 「裏面へ記載」		記入上の注意 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「おもな届出事由」欄には、この届を行うおもな原因の一にのみ印を付する。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の経路に従い、徒歩、自転車、汽車、〇〇線等の別を記入する。 4 「乗車券等の種類」欄には、1月定期、10枚綴り回数券、優待乗車券等の別を記入する。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、1月定期の額、10枚綴り回数券の額等乗車券等に当たる額を記入する。 6 「駐車場の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地(番地まで)を記入する。 7 「駐車場の料金」欄には、実際に負担する額(駐車料の都度その料金を支払う等の場合は、1回の利用額)を記入する。 8 「駐車場の利用形態」欄には、1月払、複数月払(〇箇月)、1回払、回数券(〇枚つづり〇円)等の別を記入する。 9 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道および月間の使用枚数等を記入する。 10 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。								
総額および決定額(提出者は記入しないこと。)						年 月 日受理				
経路	算出の基礎となる交通機関等		定期券 回数券 その他の の 別	1箇月の 運賃等の 額の 算出基礎	1箇月の 運賃等 の 額	運賃改正による1箇月の運賃等の額				
	交通機関等の名称	利用区間				年 月 日改正	年 月 日改正	年 月 日改正		
1					円	円	円	円	円	
2					円	円	円	円	円	
3					円	円	円	円	円	
4					円	円	円	円	円	
5					円	円	円	円	円	
計					円	円	円	円	円	
1箇月の運賃等の額の総額					円	円	円	円	円	
決定事項	条例第11条第1項該当・非該当		支 給 の 給 期 等		通勤手当の月額		備 考			
	<input type="checkbox"/> 該当		年 月 日		円					
	<input type="checkbox"/> 交通機関等利用		年 月 日		円					
	<input type="checkbox"/> 自転車等利用		年 月 日		円					
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車等使用		年 月 日		円					
<input type="checkbox"/> 駐車場等利用		年 月 日		円						
<input type="checkbox"/> 非該当		年 月 日		円						
理由		年 月 日		円						
職員の給与等の支給に関する規則第17条第3項の規定により、上記のとおり確認し決定する。					取 扱 者 印					

(裏面)

通勤経路の略図 (経路未線)